

厚木市立病院バナー広告掲載取扱仕様書

1 目的

この仕様書は、厚木市広告掲載要綱（平成 18 年 6 月 13 日制定。以下「要綱」という。）に基づき、厚木市立病院ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この仕様書において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホームページ 厚木市立病院が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 ホームページ内に表示される広告画像で、広告主等の指定するホームページにリンクするものをいう。

3 広告の種類

ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

4 広告の範囲

ホームページに掲載する広告は、広告媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、要綱別表第 1 のいずれかに該当する広告は掲載しないものとする。

5 広告の規格

- (1) 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	縦 66 ピクセル×横 286 ピクセル
形式	GIF 形式（アニメーションは不可とする。）
データ容量	10KB 以下

- (2) (1) と異なる規格については、別途協議するものとする。

6 広告の掲載位置及び表示方法等

広告の掲載位置及び表示方法等は次のとおりとする。常時表示される広告枠は 3 枠とし、3 枠以上の申込みがある場合はスライディング方式にて表示するものとする。

広告の位置	広告の表示方法
トップページ下部	3 枠（スライディング方式）

7 広告の掲載期間

広告の掲載対象期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとし、1箇月単位を原則とする。

8 広告掲載の申込期間

広告掲載の申込期間は、掲載を希望する日の1箇月前までとする。ただし、広告枠に空きが生じたときは、先着順で随時募集を行うことができるものとする。

9 広告掲載の申込対象者

市内及び市外の全ての業者（墓地、墓石、葬祭関係事業者等を除く。）並びに広告代理業者（以下「代理店」という。）

10 広告掲載の申込み

広告掲載希望者（以下「申込者」という。）は、厚木市立病院バナー広告掲載申込書（様式1）に掲載しようとする広告案を添えて、申込みを行うものとする。なお、代理店において、複数の事業者の広告掲載の申込みを行う場合は、当該事業者ごとに申込みを行うものとする。

11 代理店の登録申込み

代理店は、厚木市立病院バナー広告掲載申込書（様式1）により、厚木市立病院バナー広告へ申込みを行う際は、厚木市立病院バナー広告掲載所管課へ事前に厚木市立病院バナー広告代理店登録申請書（様式2）を提出するものとする。

12 広告掲載の決定

(1) 厚木市病院事業管理者は、『10 広告の申込み』に基づいた申込みがあったときは、速やかに広告掲載の可否を決定し、その結果及び掲載内容について、厚木市立病院バナー広告掲載承認・不承認通知書（様式3）により申込者に通知するものとする。

(2) 厚木市病院事業管理者は、申込者が『6 広告の掲載位置及び枠』に規定する枠数を超えるときは、次の条件により、広告掲載の決定を行うものとする。

ア 申込機関における広告掲載の決定は次のとおりとする

第1優先条件	(ア) 厚木市に事業所等を有する事業者 (イ) 代理店が行う申込みのうち、広告掲載する者が厚木市に事業所等を有する事業者であるもの
第2優先条件	第1優先条件が同一である場合は、掲載希望機関が長期であるもの

ただし、上記の優先条件が全て同一であるときは、くじにより決定する。

イ 申込期間以降で広告枠に空きが生じた場合は、先着順とする。

13 広告掲載内容の承諾

広告掲載の決定を受けた事業者及び代理店（以下「広告主等」という。）は、掲載内容及び条件を記載した厚木市立病院バナー広告掲載承諾書（様式4）を厚木市病院事業管理者に提出する。

14 広告原稿の作成及び提出

広告主等は、その責任及び負担で作成した広告を、厚木市病院事業管理者が指定する期日までに提出しなければならない。

15 広告内容、デザイン等の審査

- (1) 広告の内容及びデザイン等については、厚木市病院事業管理者が審査を行うものとする。
- (2) 広告の表現に関する基準は、別表に定めるところによる。

16 広告掲載料

広告掲載料は、広告掲載期間1箇月につき10,000円（消費税及び地方消費税別。）とする。広告主等は、広告掲載料を厚木市病院事業管理者が指定する期日までに納付するものとする。

17 広告主等の責めに帰すべき理由により、『16 広告掲載料』の規定による広告掲載料の支払いが遅れた場合においては、厚木市病院事業管理者は、厚木市諸収入金に対する延滞金徴収条例（昭和30年厚木市条例第46号）に基づき、未受領金額について延滞利息の支払を広告主等に請求することができるものとする。

18 広告掲載の取消し

- (1) 厚木市病院事業管理者は、広告主等又はその広告が次に該当すると認める場合は、広告の掲載を取り消すことができるものとする。
 - ア 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
 - イ 指定する期日までに広告の提出がないとき。
 - ウ 要綱別表第1のいずれかに該当することが判明したとき。
 - エ その他ホームページへの広告掲載が適当でないと厚木市病院事業管理者が判断したとき。

- (2) 厚木市病院事業管理者は、(1)の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、厚木市市立病院バナー広告掲載取消決定通知書（様式5）により広告主等に通知するものとする。

19 広告掲載の取下げ

広告主等は、自己の都合によりホームページへの広告掲載を取り下げるときは厚木市立病院バナー広告掲載取下げ申請書（様式6）により厚木市病院事業管理者に申し出なければならない。

20 広告掲載料の返還

(1) 既に納付した広告掲載料は還付しないものとする。ただし、次に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

ア 『19 広告掲載の取下げ』で規定する広告掲載の取下げ申出がなされたとき。

イ 広告主等の責めに帰さない理由により広告掲載が不能となったとき。

(2) (1) のただし書の規定により還付する広告掲載料は、次のとおりとする。

広告掲載の取下げ申し出がなされたとき。	広告掲載を行わなかった月以降の納付済みの総額
広告主等の責めに帰さない理由により広告掲載が不能となったとき。	

(3) 厚木市病院事業管理者は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の還付以外の責めを負わないものとする。

(4) 本規定による広告掲載料の還付を受けようとする者は、厚木市立病院バナー広告掲載料還付請求書（様式7）を厚木市病院事業管理者に提出しなければならない。

21 リンク先の変更

広告主等は、広告のリンク先を変更するときは、速やかに厚木市病院事業管理者に連絡するものとする。

22 免責事項

広告主等は、次に規定する事由により広告の掲載が一時的に停止する場合において、当該停止に係る掲載料の還付及び損害の補償を厚木市病院事業管理者に請求できないものとする。

(1) システム再起動に係る一時的なサービス停止

(2) 保守作業、システム更新作業等に伴う一時的なサービス停止

(3) 火災、地震、水害、落雷等の災害及びサーバ、通信回線等の事故又は障害による停止

23 その他

この仕様書に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は要綱の規定に準ずるものとする。

24 委任

『23 その他』に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は厚木市病院事業管理者が別に定める。

別表（「15 広告内容、デザイン等の審査」関係）

- 1 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意見に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。
 - (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」などのボタン
 - (2) アラートマーク（警告記号）
 - (3) ラジオボタン（選択肢の表示）
 - (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
 - (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- 2 C I Fアニメーション及びF L A S Hを用いる表現は禁止とする。
- 3 次の表現については、利用者がホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止とする。
 - (1) ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
 - (2) 「法律相談」等の行政サービスを連想させる分野の表現を用いるなど、利用者が厚木市の事業であると誤認しやすいもの
- 4 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとるとともに、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。
- 5 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。